

秋田市公告

下記森林について、森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により經營管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた經營管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年1月7日

秋田市長 沼 谷 純

記

1 經營管理権集積計画の対象森林

別紙（省略）のとおり

2 縦覧場所

秋田市産業振興部農地森林整備課

秋田市のホームページ

（<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>）

3 本公告により、秋田市に經營管理権、森林所有者に經營管理受益権がそれぞれ設定される。